

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事等関係機関から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 27 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

I 令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 令和5年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	58	18	2	38
指導事項	105	48	12	45
検討事項	0	0	0	0
計	163	66	14	83

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年11月29日、12月1日及び同月8日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和5年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

公安委員会

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜羽島警察署	<p>令和3年度の岐阜羽島警察署本署電気需給契約書に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 契約解除に伴う違約金に関する条項が記載されておらず、相手方の責めに期すべき事由によって契約を解除するにあたり、違約金を徴収することができなかった。</p> <p>2 相殺通知書の相手方への送付については、県が相殺を行う前に行うべきところ、契約解除に伴い、県が支出すべき令和4年3月分の電気代から県が徴収すべき損害賠償金額を差</p>	<p>1 会計課長に対し他の契約について契約条項の点検を指示し、漏れがないことを確認した。</p> <p>また、会計課長及び担当職員に対し再発防止を指示した。</p> <p>今後は、前例踏襲に甘んじず岐阜県会計規則を遵守し、複数人で内容確認を行い、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>2 担当職員が年度途中の契約解除及び損害賠償金等の徴収に関する事務手続に不慣れであったことにより生じた誤りであり、根拠となった岐阜県会計規則の当該条文を示し指導を</p>

<p>し引いた額を相手方に支払うことにより相殺した後に行っていた。</p>	<p>行った。 今後は、未経験など異例な事務が発生した場合には、岐阜県会計規則をより詳細に確認し、再発防止に努める。</p>
<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料192,159円が支払われていたの で、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対しては、副署長及び警務課長が事故原因や事故に至った背景について聴取した上で交通事故防止の指導を行い、会計課長からは当該修繕料は県費で捻出されており本来ならば不必要な経費であったことを認識させる指導を行った。 また、全職員を対象に ・本署駐車場におけるパトカーによる方向転換訓練 ・朝会での交通事故に関する三分間スピーチ及び署長による交通事故防止に関する意識付け教養 ・幹部による公用車同乗指導を実施した。 今後も様々な機会を通じて、全署員が交通事故を起こさないための対策を実施していく。</p>

(2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
文化財保護センター	<p>現物実査実施要領に基づく令和4年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 現物実査実施要領に定められた現物実査実施確認書が作成されておらず、いつ実査を行ったかが明確ではなかった。</p> <p>2 出納員は、前年度の備品購入費の支出済額の合計が、当該年度の物品出納一覧表中の受入金額の合計と等しいかどうかを確認した上で、総額</p>	<p>担当者の認識不足により発生したため、今後は最新の現物実査実施要領で定められている様式を使用することについて、所属内職員で再確認及び徹底を行った。 また、作成すべき様式についても認識不足であったことから、同様に現物実査実施要領を再確認するとともに、再発防止に努める。</p>

	チェック表を作成すべきところ、これを作成していなかった。
--	------------------------------

健康福祉部

機関名	監査結果	講じた措置
健康福祉政策課	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料198,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>当該事案は、職員の不注意によるものである。事案発生後すぐに再発防止に向けた注意事項をまとめ、課内全体に周知した。また、各課管理調整監を通じて部内全体にも注意喚起を行った。</p> <p>今回の監査結果を受け、一層の注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
大垣養老高等学校	公務中にデスクトップ型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料75,900円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	<p>新型コロナウイルス感染症対策として各執務机に飛散防止パネルが設置されており、向かいの席の職員が書類ファイルを取り出そうとした際に飛散防止パネルに押し当たりデスクトップ型パソコンのディスプレイに接触して倒れ液晶画面が破損した。</p> <p>職員朝会において全職員に対し「校務用パソコンの倒壊について」再発防止の注意喚起を行い、各職員においてパソコン周辺の状態を再確認した。</p> <p>令和5年度当初の職員会議や職員朝会においてもパソコンの適正な管理について指導を行った。今後も職員会議等で随時指導を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
関高等学校	不用品の売払いに係る契約事務において、随意契約を締結する際に必要な見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	<p>売払いに係る契約事務の見積書の徴取について、会計員及び出納員にて、岐阜県会計規則第141条及び同取扱要領の再確認を行った。</p> <p>今後は、岐阜県会計規則及び同取扱要領で規定された、売払いの金額に応じて必要とされる見積書を正しく徴取しているかどうか、会計員及び出納員によるチェック体制を徹底し、適正な</p>

		事務処理に努める。
	<p>関高等学校自動火災報知設備受信機取替工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>契約情報の公表が行われていなかった契約については、速やかに公表措置を行った。</p> <p>今後は、公表の対象となる工事案件を実施する場合には、職員間で情報共有するとともに、契約後は会計員及び出納員により公表済みであることの確認を徹底して行い、再発防止に努める。</p>
	<p>自動販売機設置に係る賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導後速やかに、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務に関する特記仕様書を記載した確認書を作成し、各自1部ずつ賃貸借契約書に添付し保有した。</p> <p>今後契約する際には、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務について特記仕様書に記載されているか、会計員及び出納員による確認を徹底して行い、記載漏れをなくすよう努める。</p>
	<p>公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料74,030円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>当該職員に対し、タブレットの適正管理について指導した。また、所属内の職員に対し、職員朝会及び職員会議等において、日常の利用方法等、パソコンの適正な使用及び管理を周知徹底し、毀損事故防止の意識向上を図った。</p> <p>今後も継続して周知を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
多治見高等学校	<p>公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>事故発生後、当該職員に対しタブレットの取扱いについて、一層の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>今後も継続的にグループウェア・職員会議等の場でパソコン及びタブレット等の適正な使用と管理について周知徹底を行い、毀損事故の再発防止に努める。</p>
土岐紅陵高等学校	<p>公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300</p>	<p>当該事故については、授業で使用するためタブレットを教卓に置き、接続</p>

	<p>円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図りたい。</p>	<p>作業中に体が教卓に当たり衝撃で落下し破損したものである。本体には十分注意していたが、設置台への配慮が十分でなかったことが原因であった。</p> <p>事故発生後、当該教諭に対して口頭で嚴重注意を行うとともに、全職員に対してタブレットの慎重な取扱いについて注意喚起し、周知徹底を図った。</p> <p>また、物品本体のみでなく設置台など付属物品にも滑り止め措置をするなど注意を払うことを周知徹底し、毀損事故の再発防止に努める。</p>
<p>長良特別支援学校</p>	<p>県が借主となる長良特別支援学校職員駐車場に係る2件の賃貸借の契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文及び暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を契約書等に追加していなかったものが1件、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったものが1件あったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導のあった契約は、甲乙いずれかが特段意思表示をしないときは、1年ごとに更新することとしており、条文等の見直しをしていなかった。</p> <p>指導を踏まえ、契約の相手に説明し、変更契約の締結及び特記仕様書を作成した。</p> <p>今後は、契約書の条文の変更を要するものについて、事務職員等関係者に共有し、毎年、複数の職員で確認する。</p>
<p>郡上特別支援学校</p>	<p>岐阜県立郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務委託に係る特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約）事務において、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に岐阜県公報により落札者等の公示を行うべきところ、182日後に行われていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該事案の発生は、特定調達契約事務の進捗管理を担当者のみで行っていたことが原因である。</p> <p>本通知を受け、根拠規定である「岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」の該当条文を事務室内に掲示し、落札者等の公示事務について確認を行った。</p> <p>今後、当該委託にかかる入札及び契約事務を行う際は、事務進行表を事務室内及び共有フォルダに掲示し、事務部全職員によるチェック体制の強化及び進捗管理を徹底し、再発を防止する。</p>

<p>飛驒特別支援 学校</p>	<p>建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当該事案については担当者が公表すべき案件は入札案件のみと思い込んでいたため、今回の事案が発生した。</p> <p>予備監査で指摘された後、契約情報の公表が行われていなかった事案については速やかに公表した。今後は、該当する案件が発生した場合、速やかに処理することとし、担当者以外もチェックすることにより再発防止に努める。</p>
----------------------	--	--